

令和8年8月

自然災害等に係る授業料等の減免について

大月市立大月短期大学
学長 澁谷 彰久
(公印省略)

近年多発している自然災害等により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。
また、被災された皆さまの生活が、1日も早く復旧することをお祈り申し上げます。

さて、大月短期大学では、自然災害等により被災された在学生及び受験生の皆様に対しまして、経済的な理由により就学を断念することがないように、また、進学のための確保を図る観点から、授業料等を減免する制度を設けております。

是非、この制度を有効にご利用いただきたくご案内します。

現在対象となっている自然災害等は下表のとおりです。

自然災害等名称	減免対象年度		
	在学生	受験生	入学生
「令和6年能登半島地震」	令和5年度	令和5年度～令和9年度	令和6年度～令和10年度
「令和8年熊本地震」	令和8年度	令和8年度～令和12年度	令和9年度～令和13年度

その他詳細については、別表【自然災害等による被災在学生・受験生及び入学生に係る授業料等減免基準】をご確認ください。

◇問い合わせ先

大月短期大学事務局 総務担当

電話 0554-22-5611

事務取扱時間 平日 9:00～17:00